

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 石川県知事

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.1%
全職員	77.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.6%
本庁課長相当職	102.4%
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	99.6%
26～30年	94.6%
21～25年	87.0%
16～20年	83.3%
11～15年	83.7%
6～10年	84.8%
1～5年	81.0%

【補足説明欄】

- ・ 他の職種に比べて給与水準の高い医師について、職員に占める男性の割合が 76.3%と高く、男性職員全体の平均給与を押し上げる要因となっている。
- ・ 扶養手当については、男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は 85.2%である。
- ・ 時間外勤務手当について、男性の方が時間外勤務時間が長く、男性の平均支給額を 100 とした場合、女性の平均支給額は 44.7%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 石川県が一つの雇用主としての立場から、知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局の職員を対象として、一括した数値を公表